省　令

○総務省令第百九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）の施行に伴い、並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の七の二の項、別表第三の二十一の二の項、別表第四の六の二の項及び別表第五第二十六の二号の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十九日

総務大臣　片山　善博

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十一項を第十二項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の一項を加える。

8　法別表第二の七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十条第八項及び第四十三条第八項において準用する通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第十八条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　総合特別区域法第二十条第八項及び第四十三条第八項において準用する通訳案内士法第二十三条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三　総合特別区域法第二十条第八項及び第四十三条第八項において準用する通訳案内士法第二十四条の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　総合特別区域法第二十条第八項及び第四十三条第八項において準用する通訳案内士法第二十五条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

五　国際戦略総合特別区域通訳案内士又は地域活性化総合特別区域通訳案内士の生存の事実の確認

第三条中第二十八項を第二十九項とし、第二十二項から第二十七項までを一項ずつ繰り下げ、第二十一項の次に次の一項を加える。

22　法別表第三の二十一の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　総合特別区域法第二十条第八項及び第四十三条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　総合特別区域法第二十条第八項及び第四十三条第八項において準用する通訳案内士法第二十三条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三　総合特別区域法第二十条第八項及び第四十三条第八項において準用する通訳案内士法第二十四条の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　総合特別区域法第二十条第八項及び第四十三条第八項において準用する通訳案内士法第二十五条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

五　国際戦略総合特別区域通訳案内士又は地域活性化総合特別区域通訳案内士の生存の事実の確認

第四条中第十項を第十一項とし、第七項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を加える。

7　法別表第四の六の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　総合特別区域法第二十条第八項及び第四十三条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　総合特別区域法第二十条第八項及び第四十三条第八項において準用する通訳案内士法第二十三条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三　総合特別区域法第二十条第八項及び第四十三条第八項において準用する通訳案内士法第二十四条の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　総合特別区域法第二十条第八項及び第四十三条第八項において準用する通訳案内士法第二十五条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

五　国際戦略総合特別区域通訳案内士又は地域活性化総合特別区域通訳案内士の生存の事実の確認

第五条中第三十三項を第三十四項とし、第二十七項から第三十二項までを一項ずつ繰り下げ、第二十六項の次に次の一項を加える。

27　法別表第五第二十六の二号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　総合特別区域法第二十条第八項及び第四十三条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　総合特別区域法第二十条第八項及び第四十三条第八項において準用する通訳案内士法第二十三条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三　総合特別区域法第二十条第八項及び第四十三条第八項において準用する通訳案内士法第二十四条の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　総合特別区域法第二十条第八項及び第四十三条第八項において準用する通訳案内士法第二十五条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

五　国際戦略総合特別区域通訳案内士又は地域活性化総合特別区域通訳案内士の生存の事実の確認

附　則

この省令は、総合特別区域法の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。

○総務省令第百十号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百一条の三十四第三項第十九号のニイ及びロの規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十九日

総務大臣　片山　善博

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の五の二の次に次の二条を加える。

（法第七百一条の三十四第三項第十九号のニイの事業）

第二十四条の五の三　法第七百一条の三十四第三項第十九号のニイに規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一　中小企業等協同組合法第九条の二第一項第四号又は第九条の九第一項第六号に掲げる事業

二　商店街振興組合法第十三条第一項第四号若しくは第五号又は第十九条第一項第六号若しくは第七号に掲げる事業

三　協同組合連合会の所属員が実施する総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二条第二項第五号イに掲げる一の建物に集合して行う事業

四　事業協同小組合又は協同組合連合会でその組合員又は所属員の三分の二以上が経済産業省関係総合特別区域法施行規則（平成二十三年経済産業省令第　号）第一条第一項第二号イに規定する特定中小事業者（小売商業又はサービス業を行う者に限る。）であるものが実施する総合特別区域法第二条第二項第五号イに掲げる共同して行う事業

五　合併会社（経済産業省関係総合特別区域法施行規則第一条第一項第二号ハに規定する合併会社をいう。以下この号及び次条第五号において同じ。）、出資会社（同令第一条第一項第二号ニに規定する出資会社をいう。次条第五号において同じ。）、承認合併会社（同令第一条第一項第二号ホに規定する承認合併会社をいう。次条第五号において同じ。）又は承認出資会社（同令第一条第一項第二号ホに規定する承認出資会社をいう。次条第五号において同じ。）が実施する総合特別区域法第二条第二項第五号イに掲げる共同して行う事業（合併会社（合併をしようとする者の三分の二以上が同令第一条第一項第二号イに規定する特定中小事業者（小売商業又はサービス業を行う者に限る。）であるものに限る。）が実施する事業を除く。）

（法第七百一条の三十四第三項第十九号の二ロの事業）

第二十四条の五の四　法第七百一条の三十四第三項第十九号の二ロに規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一　中小企業等協同組合法第九条の二第一項第四号又は第九条の九第一項第六号に掲げる事業

二　商店街振興組合法第十三条第一項第四号若しくは第五号又は第十九条第一項第六号若しくは第七号に掲げる事業

三　協同組合連合会の所属員が実施する総合特別区域法第二条第三項第五号イに掲げる一の建物に集合して行う事業